

保医発0331第8号
平成29年3月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をは図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（平成28年3月4日保医発0304第7号）の一部改正について

- 1 Iの3の(42)ア中「高分子ポリエチレン製」を「高分子ポリエチレン製又はポリエステル製」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成28年3月4日保医発0304第10号の一部改正について)

- 1 別表のⅡの075①②中「高分子ポリエチレン製」を「高分子ポリエチレン製等」に改める。
- 2 別表のⅡの133(20)①中「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」を「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」又は「肺動脈カテーテル交換用カテーテル」に改める。
- 3 別表のⅡの133(20)②中「経皮的冠動脈形成術」を「経皮的冠動脈形成術又は経皮的肺動脈形成術」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第7号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(41) (略)</p> <p>(42) 固定用金属線</p> <p>ア 高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(43)~(106) (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>II~IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(41) (略)</p> <p>(42) 固定用金属線</p> <p>ア 高分子ポリエチレン製のケーブルは、脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(43)~(106) (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>II~IV (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～074 (略)</p> <p>075 固定用金属線</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 骨と軟部組織の締結若しくは縫合又は骨とインプラントの固定を目的に使用する金属線又は高分子ポリエチレン製等のケーブル又はバンド状のものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>076～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」又は「<u>肺動脈カテーテル交換用カテーテル</u>」であること。</p> <p>② 経皮的冠動脈形成術又は経皮的肺動脈形成術を実施する</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～074 (略)</p> <p>075 固定用金属線</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 骨と軟部組織の締結若しくは縫合又は骨とインプラントの固定を目的に使用する金属線又は高分子ポリエチレン製のケーブル又はバンド状のものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>076～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」であること。</p> <p>② 経皮的冠動脈形成術を実施する際に、カテーテルの交換</p>

際に、カテーテルの交換を補助することを目的として使用するカテーテルであること。

(21)～(23) (略)

134～191 (略)

を補助することを目的として使用するカテーテルであること。

(21)～(23) (略)

134～191 (略)